

つちはし事務所通信

1

January

2015



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F

TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580

Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2015年1月1日

新情報!

医療費の1か月当たりの自己負担限度額を改正

健康保険などの医療保険制度に加入している方については、原則として、自己負担3割で医療が受けられます。さらに、1か月当たりの自己負担の額が一定の限度額を超えた場合には、その超えた金額が支給される「高額療養費制度」があります（事前に手続を採れば、現物給付の方式で支給されるので、限度額まで負担すれば、それを超えて負担する必要はありません）。この制度について、平成27年1月から、70歳未満の方に適用される限度額が改正されます。民間企業で加入する健康保険においては、次のように改正されます。



70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の改正

改正前		改正後	
所得区分	月単位の上限	所得区分	月単位の上限
上位所得者 (標準報酬月額53万円以上)	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% 【多数回該当: 83,400円】	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% 【多数回該当: 140,100円】
		標準報酬月額 53~79万円	167,400円+(医療費-558,000円)×1% 【多数回該当: 93,000円】
一般所得者 (上位所得者・市町村民税非課税者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% 【多数回該当: 44,400円】	標準報酬月額 28~50万円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数回該当: 44,400円】
		標準報酬月額 26万円以下	57,600円 【多数回該当: 44,400円】
市町村民税非課税	35,400円 【多数回該当: 24,600円】	市町村民税非課税	据え置き

※表中の【 】の多数回該当とは、医療を受けた月以前1年以内に、すでに3回以上高額療養費を受けている場合をいいます（4回目から自己負担限度額を減額）。

☆ 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療費の自己負担に一定の歯止めを設ける仕組みです。この制度について、負担能力に応じた負担とする観点から、70歳未満の所得区分を細分化し、自己負担限度額をきめ細かく設定することとしたのが今回の改正です。

なお、高額療養費制度は、世帯合算のルールなどもあり、奥の深い制度です。従業員（その家族）がこの制度を利用すべき時があるかもしれません。

詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

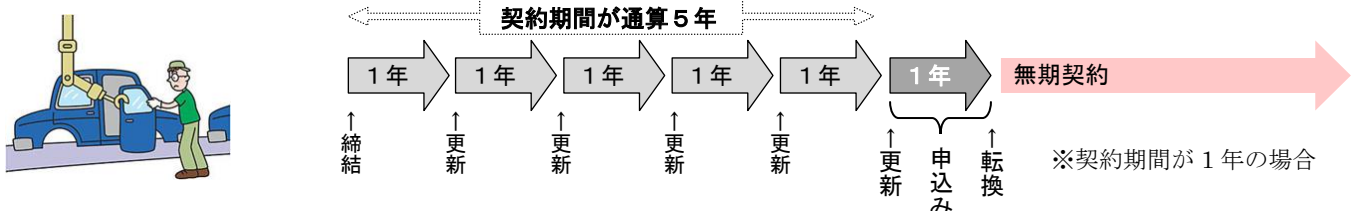


有期労働契約の無期転換ルールについて、特例を制定

平成 25 年 4 月 1 日に施行された労働契約法の改正により、有期労働契約の更新を繰り返す労働者を保護するために、いわゆる「無期転換ルール」が導入されました。

<無期転換ルールの概要>

同一の使用者ととの間で、有期労働契約が反復更新され、契約期間を通算した期間が5年を超える労働者が、無期労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は無期労働契約に転換しなければならない（平成 25 年 4 月 1 日以後に締結した有期労働契約が対象）。



② 有期労働契約と有期労働契約の間に、同一使用者の下で働いていない期間（空白期間）が一定の期間（原則として6か月）以上あるときは、その空白期間より前の有期労働契約は5年のカウントに含めない。

この無期転換ルールについて特例を設けるために、「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法」が制定され、平成 27 年 4 月 1 日から施行されることになりました。概要は次のとおりです。

無期転換ルールの特例(対象者と効果)

特例の対象者	特例の効果（特例の対象者について、次の期間は、無期転換申込権が発生しないこととする）
① 「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者	5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務（いわゆるプロジェクト業務）に就く期間〔上限：10年〕 → 5年を超える有期のプロジェクト期間中は、対象労働者について、無期転換請求権は発生しない〔ただし、10年が限度〕
② 定年後に有期契約で継続雇用される高齢者	定年後引き続き雇用されている期間 → 定年後引き続き雇用されている期間中は、対象労働者について、無期転換請求権は発生しない

無期転換ルールの導入により、特に定年退職後の高齢者について、無期転換申込権が発生する直前に企業側が雇止めをする懸念があり、かえって有能な高齢者の安定的な雇用が難しくなるとの問題点が指摘されてきました。この特例により、定年退職後の高齢者の方の有期契約による再雇用等について、無期転換ルールを気にしなくてもよいことになりました。

詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

あとがき◆つちはし事務所より

★あけまして、おめでとうございます。本年もよろしくお願ひ申し上げます。

お蔭さまで今年、つちはし事務所は15周年を迎えます。これも、つちはし事務所をご指導ご鞭撻くださるお客様、ご関係者様のお蔭です。改めて、感謝とお礼を申し上げます。

これからも、お客様の職場と会社をよくするために何ができるか、会社の業績を上げる働く幸せを感じられる職場にするには何をご提案すればいいか、常に考えながら精進してまいります。

☆さらに今年は、介護・医療分野に関係するお客様に向けて「介護ナビとくしま」等の、新たなサービスをスタートいたします。これは、徳島に沢山ある介護施設を紹介するためのフリーペーパーとウェブを連動させたサービスで、それと一緒に関係する様々な方々とコラボしながら、情報を発信していく予定です。第一弾は、2月16日(月)午後1時に開催する「介護保険法改正対策と介護事業所の幸せ人事セミナー」です。詳しくは、改めてご案内いたします。 本年も、メンバー一同よろしくお願ひ申し上げます。

